

鳥取県公報

昭和二十七年四月十八日
第二千三百四号
金曜日

本書ノ大半サハ國定規格A五列

目次

- ◇規則 出納事務専決及び代決規程の一部改正
- ◇訓令 鳥取県木炭検査施行手続の一部改正
- ◇告示 鳥取県管放牧場牧野管理規程案
行政書士法に基く立入検査票の廃案
普通水利組合の組織変更認可
耕地整理組合の組織変更認可
普通水利組合の組織変更認可
- 同 鳥取県農業綜合委員会規程の廃止
高城村の字の名称変更
- ◇正誤 昭和二十七年三月県告示第一六五号中訂正

規則

出納事務専決及び代決規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年四月十八日

鳥取県知事 西尾愛治

◇鳥取県規則第二十四号

出納事務専決及び代決規程の一部を改正する規則
出納事務専決及び代決規程（昭和二十七年二月鳥取県規則第四号）の一部を次のように改正する。
第五條に次の一号を加える。

十二、特別会計用品調達事業費に係る会計と他会計との間の支払及び受入

訓令

◇鳥取県訓令第五号

地方事務所長

鳥取県木炭検査施行手続（昭和二十五年六月鳥取県訓令

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|-------------|---|---|----|---|---|----|---|---|----|---|---|---|
| 検査 (点検) | | (炭) 丸 割 込 荒 | | | | | | | | | | | | 計 |
| 月 | 日 | 極上 | 上 | 並 | 極上 | 上 | 並 | 極上 | 上 | 並 | 極上 | 上 | 並 | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--------|-------|-------|----|----|---|----|---------------|
| (炭)かし | (炭なら) | (炭)ぎつ | くり | まつ | 粉 | 小計 | ガス用炭 (珪入俵) |
| (上に同じ) | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| | | | | | |
|---------------|----|-----|----|-----|----|
| 製鉄用炭 (珪入俵) | 合計 | 不合格 | 総計 | 受検者 | |
| | | | | 住所 | 氏名 |
| | | | | 村字 | |
| | | | | 村字 | |
| | | | | | |
| | | | | 村字 | |
| | | | | 村字 | |

記載注意

- (1) 点検の場合は、品等別数量の記載は要しない。
- (2) 不合格の場合は、樹種称呼形状称呼の記載は要しない。
- (3) ガス用木炭、製鉄用木炭にあつては、形状称呼の記載を要しない。
- (4) 数量は、単位を俵とすること。

甲第七号)の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十八日
鳥取県知事 西尾 愛治
附表2検査簿の様式を次のように改める。
附 則
この手続は公布の日から施行し昭和二十七年四月一日から適用する。

表紙
第 号 自昭和 年 月 日
至昭和 年 月 日

木 炭 検 査 簿

地方事務所

木炭検査吏員

告 示

鳥取県告示第二二二号

鳥取県管放牧場牧野管理規程を次のように公示する。

昭和二十七年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県管放牧場牧野管理規程

(目的)

第一條 この規程は牧野法(昭和二十五年法律第九十四号)に基き鳥取県管大山放牧場(以下「放牧場」とす。)の経営、維持及び管理を適正にし、放牧場の荒廃を防止し、土地の保全と、放牧場利用の高率化を図ることを目的とする。

(位置及び面積並びに用途別の区画及び面積)

第二條 放牧場の位置及び面積並びに用途別の区画及び面積は左の通りとする。

一 位置及び面積

鳥取県西伯郡大山村大字赤松字上楨原国有林

総面積 二二八、九五三ヘクタール

鳥取県日野郡溝口町大字金屋谷字水無原国有林

総面積 一五七、九〇

二 用途別の区画及び面積

別記鳥取県管放牧場現況並びに改良計画図の通りとする。

(利用者の範囲)

第三條 放牧場利用者の範囲は本県の住民で家畜を飼養するものとする。但し毎年の放牧場の状況により本県以外の者でもその放牧場の認容頭数の範囲内において知事が許可するものはこの限りでない。

(放牧頭数)

第四條 家畜の放牧頭数は成牛馬に換算して上楨原延九、八四〇頭以内、水無原延六、一五〇頭以内とする。

(放牧の方法)

第五條 放牧の方法は毎年場長が定める放牧実施計画によるものとし、晝夜放牧を原則とする。

(放牧場の改良)

00168

第六條 放牧場の草種又は草生の改良、障害物の除去及び牧野用施設の設置は改良計画書で別に定めるものとする。

2 放牧場における不良優占草及び有害植物の除去は毎年六月及び七月に行うものとする。

3 害虫の駆除は毎年七月及び八月に行うものとする。

4 前各項の実施については予算の範囲内で行うものとする。

(放牧場の維持管理及び放牧家畜の管理)

第七條 放牧場全般に関する事務及び放牧場の維持管理並びに放牧家畜の管理をするため放牧場事務所に現場職員一名を置く。

2 前項に定めるものの外必要があるときは衛生係職員及び牧夫を置く。

第八條 放牧場事務所に牧野管理規程、放牧場現況説明書放牧場改良計画書、放牧家畜台帳、出役人名簿、財産目録写、備品台帳写、物品受払簿その他必要な書類及び帳簿を常時備え置くものとする。

(改良のための経費)

第九條 放牧場の改良事業に要する経費は県費又は国の助成金から支出するものとする。

(経営のための経費)

第十條 放牧場の経営に要する経費は県費一般会計とし、左の収入をもつてこれに充てる。

- 一 放牧場使用料
- 二 寄附金
- 三 国庫の補助金
- 四 県費
- 五 その他

(放牧場内における作業)

第十一條 放牧場区域内において作業を実施する者は放牧家畜に危害を加え、且つ放牧場施設に損害を与えないよう特に留意しなければならない。

(損害の補償)

第十二條 作業実施者(代表者があるときはその代表者)等は左の各号の一に該当する場合、その損害を補償し

00169

なければならぬ。

- 一 放牧家畜に損害を与えたとき。
- 二 放牧場施設に損害を与えたとき。
- 三 木戸開放若しくは隔障物の破壊等により放牧家畜が放牧場区域外に脱出しそのために損害を生じたとき。

(放牧場内の立入禁止)

第十三條 放牧場に家畜を放牧中家畜傳染病が発生し蔓延の虞れがある場合知事は管林署長と協議の上放牧場に立入ることを禁止することができる。

この場合禁止により生じた損害に対して知事は補償しなす。

(放牧場の利用)

第十五條 放牧場の利用はこの規程に定めるものの外鳥取県管牧場使用料條例(昭和二十四年五月鳥取県條例第五十号)、鳥取県管牧場預託規程(昭和二十五年十二月鳥取県告示第五百七十二号)によるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第二百三三号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十三條の規定による立入検査票のうち左記のものは紛失したので廃棄する。

昭和二十七年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

立入検査票 第拾四号

第拾五号

鳥取県告示第二百四号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第九條において準用する同法第五條第二項の規定により、尾高井手普通水利組合の組織を変更して尾高井手土地改良区となることについて昭和二十七年三月三十一日認可した。

00170

昭和二十七年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第二百五号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第九條第二項の規定により、米沢村具田耕地整理組合の組織を変更して、米沢村具田土地改良区となることについて昭和二十七年三月三十一日認可した。

昭和二十七年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第二百六号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第九條において準用する同法第五條第二項の規定により、小原堰普通水利組合の組織を変更して、溝口町小原土地改良区となることについて、昭和二十七年三月三十一日認可した。

昭和二十七年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第二百七号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第九條において準用する同法第五條第二項の規定により、向国安外三箇村用水溝普通水利組合の組織を変更して向国安外三箇村土地改良区となることについて、昭和二十七年三月三十一日認可した。

昭和二十七年四月十八日

鳥取県知事、西 尾 愛 治

鳥取県告示第二百八号

鳥取県農業綜合委員会規程(昭和二十六年四月鳥取県告示第二百六号)は昭和二十七年三月三十一日限り廃止する。

昭和二十七年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第二百九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、昭和二十七年三月三十一日から、東伯郡高城村の字の名称を次の通り変更した旨、高城村長から届出があつた。

昭和二十七年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

変更前の名称 変更後の名称

大字上米積字皮屋ヶ谷 大字上米積字荒神

皮屋ヶ前 下田

正 誤

昭和二十七年三月三十一日鳥取県告示第一六五号中誤りがあるので次の通り訂正する。

頁 番号 誤 正

五九 五 五反歩 同

昭和二十七年四月十八日印刷
昭和二十七年四月十八日発行

鳥取県公報

(昭和四年四月十日)
第三種郵便物認可

發行

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印刷

印刷